

福山市における主な入札制度等の改善経過
[1997年度(平成9年度)～2012年度(平成24年度)]

1 1997年度(平成9年度)[4月1日]

- (1) 条件付一般競争入札の導入
設計金額10億円以上の工事を対象
- (2) 公募型指名競争入札の試行
原則として、設計金額1億5,000万円以上10億円未満を対象
- (3) 工事完成保証人制度の廃止と履行ボンドの導入
- (4) 談合情報対応マニュアルの改正

2 1998年度(平成10年度)

- (1) 7月1日
 - ①低入札価格調査制度の導入
 - ②入札回数の見直し
3回までを2回までに変更(随意契約における見積回数は3回とする)
 - ③随意契約結果の公表
建設工事1,000万円以上、測量及び建設コンサルタント等業務300万円以上及び地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(不落随契)の規定によるものを対象
- (2) 9月1日
公共工事コスト縮減に関する行動計画を策定
- (3) 10月1日
発注予定建設工事情報の事前公表の試行(条件付一般競争入札及び公募型指名競争入札を対象)

3 1999年度(平成11年度)[6月1日]

- (1) 公募型指名競争入札の導入
設計金額1億5,000万円以上10億円未満を対象
- (2) 低入札価格調査制度対象工事の見直し
設計金額2,500万円以上(建築一式工事5,000万円以上)を対象
- (3) 予定価格の事後公表の実施
入札対象物件の全部及び随意契約については、建設工事1,000万円以上、測量及び建設コンサルタント等業務300万円以上及び地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(不落随契)の規定によるものを対象
- (4) 発注予定建設工事情報の事前公表の導入
条件付一般競争入札及び公募型指名競争入札を対象
- (5) 建築・設備工事数量公開を全数量に拡大
- (6) 特定建設工事共同企業体の第3位業者の出資比率を原則として20%以上

4 2000年度(平成12年度)

- (1) 7月1日
 - ①建設工事認定業者の等級の公表
 - ②共同企業体に対する契約保証金の免除の撤廃
 - ③建設工事の前払金の限度額の撤廃
- (2) 10月10日
建設工事等入札参加資格再認定取扱要領の制定

5 2001年度(平成13年度)[7月1日]

- (1) 予定価格の事前公表の試行(対象工事 設計金額が5,000万円以上の工事)
- (2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行に伴う関係情報の公表
 - ・発注見直しに関する事項(インターネットでも公表)
 - ・入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
 - ・指名競争入札参加者の指名基準

- ・ 予定価格が 250 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える工事（以下「対象工事」という。）に係る一般競争入札参加資格を更に定めた場合の当該資格及び当該入札に参加しようとした者の商号並びに当該入札に参加させなかった者の商号及びその理由
- ・ 指名業者の商号等及び指名理由
- ・ 入札結果
- ・ 対象工事に係る契約（随意契約を含む。）の内容
- ・ 対象工事に係る随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
- ・ 対象工事に係る契約の内容の変更

6 2002 年度（平成 14 年度）

(1) 7 月 1 日

- ① 予定価格の事前公表の拡大試行（対象工事 設計金額が 130 万円以上の工事）
- ② すべての業務委託の入札分に係る予定価格の事後公表の実施
- ③ 入札談合等に関する契約解除及び損害賠償の予定を契約約款に追加
- ④ 入札違約金制度の導入（福山市契約規則の改正）
- ⑤ 福山市建設工事等指名除外基準要綱に暴力的不法行為等の規定を整備

(2) 12 月 16 日

- ① 低価格入札者を落札者としめない場合の審査基準の改正
- ② 入札に係る入札説明書，現場説明会の廃止
- ③ 仕様書閲覧方法を変更（指定日→指定日及び指定時間，閲覧部数 2 部→3 部）
- ④ 工事費内訳書提出の義務づけ（設計金額 1,000 万円以上の建設工事の入札）

7 2003 年度（平成 15 年度）

(1) 4 月 1 日

- ① 福山市建設工事等指名除外基準要綱の改正（暴力的不法行為に係る措置要件・期間の強化）
- ② 福山市発注工事における下請負の制限基準の制定

(2) 5 月 15 日

- 請負代金代理受領に係る承認基準の制定

(3) 6 月 20 日

- 談合情報対応マニュアルの改正（談合情報に係る信憑性の判断基準を明確化）

(4) 7 月 1 日

- 福山市入札監視委員会の設置
- ・ 福山市入札監視委員会設置要綱の制定
- ・ 福山市入札監視委員会運営要領の制定

(5) 9 月 1 日

- ① 建設工事における暴力団等による不当介入対応マニュアルの制定
- ② 暴力団等の関与時における契約解除及び損害金徴収に係る規定を約款に追加

8 2004 年度（平成 16 年度）

(1) 7 月 30 日

- 契約課ホームページの開設「公共工事等契約関連情報」

(2) 11 月 15 日

- 電子入札等システムを使用した入札参加資格審査申請の試行（2005 年度・2006 年度の建設工事，測量及び建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査申請において，広島県外に本店を有する者について電子による申請を試行）

(3) 2005 年 3 月 16 日

- 電子入札等システムを使用した電子模擬入札の実施（入札参加希望者のシステム操作方法の習得，電子入札等システムへの利用者登録の促進を目的に「仮想案件による電子模擬入札」を実施（30 件））

9 2005 年度（平成 17 年度）[4月1日]

(1) 電子入札等システムの試行

①入札参加資格審査申請

2005 年度（平成 17 年度）・2006 年度（平成 18 年度）の建設工事，測量及び建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査の追加申請において，すべての申請者について電子による申請を試行

②入札

条件付一般競争入札，公募型指名競争入札に付する建設工事及び指名競争入札に付する設計金額 2,500 万円以上の建設工事並びに設計金額 1,000 万円以上の測量及び建設コンサルタント等業務の中から選定

(2) 公募型指名競争入札の拡大試行

設計金額 1 億 5,000 万円以上 10 億円未満の建設工事で実施している公募型指名競争入札を，建築一式工事については，7,500 万円以上，その他の工事については，5,000 万円以上に拡大して試行

(3) 設計図書等の販売

条件付一般競争入札及び公募型指名競争入札の対象工事に係る設計図書等の確認方法を従来の閲覧・貸出方式から複写業者での販売へ変更

(4) 福山市建設工事等指名除外基準要綱の一部改正

入札妨害，談合，贈賄，独占禁止法違反行為などの不正行為に対するペナルティを強化

10 2006 年度（平成 18 年度）[4月1日]

(1) 電子入札等システムの試行

①入札参加資格審査申請

2007 年度（平成 19 年度）・2008 年度（平成 20 年度）の建設工事，測量及び建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査の申請において，すべての申請者について電子による申請を試行

②入札

条件付一般競争入札，公募型指名競争入札に付する建設工事及び指名競争入札に付する設計金額 500 万円以上の建設工事並びに設計金額 200 万円以上の測量及び建設コンサルタント等業務で市が選定した指名業者のうち電子入札等システムの利用登録者が 1 者以上ある案件で試行

③本格導入の時期

2007 年度（平成 19 年度）を目標とし，2008 年度（平成 20 年度）からは，原則，書面入札は認めないこととする。

(2) 公募型指名競争入札の拡大試行

建築一式工事については，設計金額 7,500 万円以上（その他の工事については，設計金額 5,000 万円以上）10 億円未満で試行している公募型指名競争入札を，設計金額 1,500 万円以上 10 億円未満のものに拡大して試行する。

(3) 設計図書等の閲覧の廃止

条件付一般競争入札及び公募型指名競争入札の対象工事について実施している指定複写業者での販売による設計図書等の確認方法を指名競争入札においても実施し，従来の閲覧による確認方法を廃止する。また，設計図書等の一部を電子化し，インターネット上で確認できるようにする。

(4) 工事成績の反映

前年度における工事成績評定点の平均値により，優秀な者は，表彰を行い，平均値が標準に満たない者については，一定期間入札に指名又は参加できない期間を設ける。

(5) 談合情報対応マニュアルの一部改正

談合情報があった場合において，聴き取り調査等の結果，明らかに談合の事実があったとは，認定できないが，談合の疑いが払拭できない場合に，当該入札を無効とすることができる規定を設ける。

1 1 2007年度（平成 19 年度）[4月1日]

(1) 電子入札等システムの試行

①対象

入札に付するすべての建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務で試行

②書面入札の制限

等級格付のある業種の認定を受けている者のうち最下位等級に属する者、等級格付のない業種の認定を受けている者及び測量及び建設コンサルタント等業務の者は書面入札を認める。なお、2008 年度（平成 20 年度）からは、原則、書面入札は認めないこととする。

(2) 条件付一般競争入札の拡大の試行

設計金額 10 億円以上で行っている条件付一般競争入札を、設計金額 1,000 万円以上のものに拡大する。なお、公募型指名競争入札は廃止する。

(3) 最低制限価格制度への一元化

入札に付するすべての建設工事について、最低制限価格を設定する。最低制限価格は、市が積算した工事費の内訳である積上計上分の 80%と率計上分の 40%の額を合計した額を基に、開札時に電子計算機により算出する。

なお、低入札価格調査制度は廃止する。

(4) 測量及び建設コンサルタント等業務の予定価格の事前公表の試行

1 2 2008年度（平成 20 年度）[4月1日]

(1) 条件付一般競争入札の全面実施

設計金額 1 千万円以上で行っている条件付一般競争入札を、入札に付するすべての建設工事の入札において実施する。

(2) 電子入札等システムの完全実施

入札に付するすべての建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務で実施することとし、原則、書面による入札は認めない。

(3) 最低制限価格制度の見直し

入札に付する建設工事の最低制限価格は、市が積算した工事費の内訳である積上計上分の 80%と率計上分の 65%の額を合計した額を基に、開札時に電子計算機により算出する。

1 3 2009 年度（平成 21 年度）[4月1日]

(1) 地域要件の設定

福山市の市域を 3 地域に分割し、その地域内の工事は、その地域内に本店を有する者に発注する。

①対象工事

設計金額 1,000 万円未満の土木一式工事、舗装工事及びとび・土工・コンクリート工事（建築物の解体工事やグラウト工事など特殊なものを除く。）

②地域要件

第 1 地域（駅家町、芦田町、加茂町、山野町、新市町、神辺町）

第 2 地域（芦田川より西地域（走島町を含む。))

第 3 地域（芦田川より東地域（草戸町を含む。))

(2) 上位等級から入札参加できる特例措置

土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事及び水道施設工事の 6 業種については、次の場合に限り、上位等級から入札に参加できることとする。

① 災害時の緊急時、本市からの指示により対応可能な者が仮復旧工事を行い、後日当該施工場所において本格的な復旧工事を行う場合

② 工事施工場所と同町内に本店を有する場合

(3) 入札参加要件の設定

経営事項審査における業種ごとの年間平均完成工事高が、当該工事の予定価格以上であることを条件付一般競争入札の基本的な入札参加要件とする。

対象工事は、土木一式工事及び建築一式工事を除く 26 業種の工事。

(4) 最低制限価格制度の見直し

工事の種類に応じて、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等にそれぞれ定める一定の割合を乗じ、合計した額を基に、開札時に電子計算機により 0%から 1%の範囲で自動調整し算出する。

(5) 建設工事の条件付一般競争入札の落札決定手続の変更

入札公告に定める資格要件の審査を開札後に行う「事後審査方式」に変更する。
落札となるべき同価の入札があるときは、「電子くじ」によるくじ引きを行う。

(6) 測量・建設コンサルタント等業務の格付

対象業務は、「測量業務」、「土木関係建設コンサルタント業務」、「建築関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」及び「補償関係コンサルタント業務」。

[3月10日]

(1) 建設工事の最低制限価格制度の見直し

工事費の内訳のうち、現場管理費に乗ずる割合を 60%から 70%に改める。なお、算出された最低制限価格が、予定価格 90%を超える場合は、予定価格の 90%を最低制限価格とする。

(2) 地域要件を設定する対象工事の拡大

地域要件を設定している工事の設計金額を、1,000 万円未満から 1,500 万円未満に改め、対象工事を拡大する。

(3) 同一施工場所における工事の落札制限

2つ以上の工事に分割して発注する場合には、1つの工事の落札者は他の工事の落札者になれないものとする。

(4) その他業務における最低制限価格制度の試行

①対象業務

- ・街路樹等の維持管理業務、公園等の除草清掃業務、公園等の剪定業務
- ・道路等の除草業務
- ・町内清掃土等収集運搬業務

②設定方法

予定価格の 70%の額とする。

(5) 緊急経済対策分に係る工事の落札制限

緊急経済対策分に係る工事について、建設業者の受注機会の拡大するため、設計金額 1,000 万円以上の緊急経済対策工事の落札者は、その他の 1,000 万円以上の緊急経済対策工事の落札者になれないものとする。

(6) 測量、建設コンサルタント等業務について

①最低制限価格制度の試行

業務の種類に応じて、直接測量費、測量調査費、直接人件費及び諸経費等にそれぞれ定める一定の割合を乗じ、合計した額を基に、開札時に電子計算機により 0%から 1%の範囲で自動調整し算出する。

②条件付一般競争入札の試行

設計金額 300 万円以上の測量、建設コンサルタント等業務

14 2011 年度（平成 23 年度）[4月1日]

(1) 地域要件を設定する対象工事の改正

①対象工事

設計金額が 1,500 万円未満の工事を対象としていたものを設計金額 2,500 万円未満の工事に改め、設計金額 1,000 万円未満の工事は市域を6地域に分割する。

②地域要件

地域区分は福山市立小学校の通学区域を基本とする。

第1地域 A地域：駅家、駅家東、駅家西、服部、宜山、有磨、福相、常金丸、網引、新市、戸手

B地域：加茂、広瀬、山野、神辺、竹尋、御野、湯田、中条、道上

第2地域 C地域：神村，本郷，東村，今津，松永，柳津，金江，藤江，能登原，
千年，常石，山南，内浦，内海
D地域：泉，山手，津之郷，赤坂，瀬戸，熊野，水呑，高島，鞆，走島，
明王台

第3地域 E地域：手城，深津，引野，蔵王，大津野，坪生，春日，伊勢丘，旭丘，
緑丘，長浜，西深津，野々浜，日吉台，幕山，大谷台

F地域：東，西，南，霞，川口，樹徳，旭，光，千田，御幸，箕島，曙，
新涯，多治米，桜丘，久松台，川口東

(2) 上位等級から入札参加できる特例措置の改正

上位等級から入札参加できる特例措置のうち，工事施工場所と同町内に本店を有する
場合を福山市立小学校の通学区域に本店を有する場合に改める。

(3) 受注件数の制限（総合評価方式によるものを除く。）

①設計金額 2,500 万円以上の同種の工事について，同一年度における受注件数は，1 業
者5件までとする。

②共同企業体による同種の工事について，同一年度における各構成員の受注件数は，1
業者1件までとする。

15 2012 年度（平成 24 年度）[4月1日]

(1) 建設工事の最低制限価格制度の見直し

工事費の内訳のうち，現場管理費に乗する割合を 70%から 80%に改める。なお，算
出された基準価格が予定価格の 90%を超える場合は，予定価格の 90%を基準価格とし，
算定式により設定されたものを最低制限価格とする。

(2) 入札参加資格要件の見直し

設計金額が 2,500 万円以上 1 億 5 千万円未満の土木一式工事のうち，道路改良工事並
びに下水道及び集落排水の本管理設工事（開削・小口径管推進）については，対象工事
と同種の工事で一定の契約金額（当該工事の予定価格の 80%）以上の元請としての施
工実績（直近 15 年以内の実績）を求める。

(3) 舗装工事の対応について

設計金額 1,000 万円以上の舗装工事について，原則総合評価方式による入札とする。

(4) 工事成績条件付一般競争入札の試行

①対象工事

設計金額 1,000 万円以上の工事を対象とし，その中から選定する。

②入札参加資格要件

本市（上下水道局を含む。）が発注した工事のうち，過去 3 か年度内に完成・引渡が完
了した最終契約金額が 500 万円以上の工事で，当該工種に係る工事成績の平均点が別
に定めるもの以上であることを入札参加要件とする。

(5) 測量，建設コンサルタント等業務の最低制限価格制度の見直し

業務の種類に応じて，諸経費，技術料等経費，技術経費，間接調査費，解析等調査業
務費に乗じる割合を改める。

(6) 公園の剪定除草等業務について

①条件付一般競争入札の試行

公園の剪定除草等業務における入札参加者の資格認定制度を設け，条件付一般競争入
札を試行する。

②最低制限価格制度の見直し

直接業務費，共通仮設費（安全費の積上分）及び諸経費の 40%を合計し算出した基
準価格を基に，開札時に電子計算機により 0%から 1%の範囲で自動調整し算出する。

(7) 全者が最低制限価格を下回った場合の対応について

建設工事及び測量，建設コンサルタント等業務の開札の結果，電子計算機が決定した
最低制限価格を全者が下回った場合は，許容範囲を 0%とした額を最低制限価格とし，
落札者を決定する。